



「イエローカード制度」によるルール違反防止

イエローカード制度

ヘルメットに「安全注意」（イエロー）を貼るペナルティー



ヘルメットに「安全注意」（レッド）を貼るペナルティー



1年以内に再度
ルール違反したら

（適用対象）

労働安全衛生法その他の関係法令及び会社が定める安全衛生諸規則、通達に著しく違反又は注意義務を怠り、労働災害又は重大ヒヤリを惹起させた者、並びに労働災害又は重大ヒヤリの惹起に至らなくとも、度重なる指導・警告に関わらず行動を改めない者。

2年以内に再度
ルール違反したら

別途、処分を考え
ていくものとする